入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和 8 年 10 月 20 日

独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所長　松田　敦

１．競争に付する事項
（１）入札件名及び数量
交通安全環境研究所第２エンジン実験棟キュービクル更新その他工事　一式
（２）概要
本工事は、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所第２エンジン実験棟キュービクル（Ｊ７）、第２エンジン実験棟動力計キュービクル（Ｊ８）及び第２エンジン実験棟 No.2 キュービクル（Ｊ８’）が設置以降３０年を経過し老朽化しているので、統合更新する。また、第１エンジン実験棟キュービクル（Ｊ５）及び振動強度実験棟キュービクル（Ｊ６）も設置以降３０年を経過し老朽化しているので、更新したキュービクルより動力・電灯電源を暫定供給し、キュービクルは撤去する。本工事において、第２エンジン実験棟、第１エンジン実験棟及び振動強度実験棟電力の安定供給、感電防止、電気安全、環境保全に資するものである。
(1)　第２エンジン実験棟キュービクル更新　・・・・・・・・・・・・・・・・　一式
(2)　振動強度実験棟暫定供給分岐盤　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　一式
(3)　高圧ケーブル工事（第２エンジン実験棟Q用、管路等含む）　・・・・　一式
(4)　低圧ケーブル工事（第１・第２エンジン実験棟、振動強度実験棟）　・　一式
(5)　キュービクル（Ｊ５・Ｊ６・Ｊ７・Ｊ８・Ｊ８’）撤去　・・・・・・　一式
(6)　その他工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　一式
（３）履行期限
令和 9 年 3 月 24 日（水）
（４）履行場所
東京都調布市深大寺東町 7-42-27
独立行政法人　自動車技術総合機構　交通安全環境研究所

２．競争参加資格
（１）　独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第２５条の規定に該当しない者。
（２）　国土交通省所掌機関において、令和７・８年度の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格で「建設工事（電気設備）」の資格を有する者。
（３）　国の機関において、指名停止を受けている期間中に該当しない者。
（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。
（５）　入札説明書の交付を受けた者。

３．入札の場所等

（１）契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

〒１８２－００１２　東京都調布市深大寺東町七丁目４２番地２７

独立行政法人自動車技術総合機構　交通安全環境研究所

総務部会計課契約第二係

ＴＥＬ　０４２２－４１－３２０６

e-mail：keiyaku@ntsel.go.jp

（２）入札説明書を配布する期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）～ 令和 8 年 11 月 4 日（水）17 時 00 分まで

（３）入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 11 月 5 日（木）　14 時 00 分

東京都調布市深大寺東町７－４２－２７

独立行政法人自動車技術総合機構　交通安全環境研究所　1 階大会議室

※「資格決定通知書」等のコピーをご提出ください。

４．その他

（１）入札及び入札の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

（４）契約書作成の要否

要（契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。）。ただし、契約金額によっては、契約書の作成を必要としないことがある。

（５）落札者の決定方法

独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

Ⅰ．公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

Ⅱ．公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終役職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

Ⅲ．当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終役職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

Ⅳ．公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（７）その他

詳細は入札説明書による。